

第3章 災害復旧・復興計画

防災関係機関等の役割分担表

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
第1節 復旧・復興の基本方針の決定				
復旧・復興の基本方針の決定	全部局		全部局	防災関係機関
支援体制	総務部			他市町村
第2節 迅速な原状復旧の進め方				
被災施設の復旧等	全部局		全部局	
災害廃棄物の処理	建設水道部		危機管理部	
職員派遣	総務部		全部局	
第3節 計画的な復興				
復興計画の作成	全部局		全部局	
防災まちづくり	全部局	住民		
特定大規模災害からの復興	全部局			
第4節 資金計画				
資金計画	総務部		全部局	
第5節 被災者等の生活再建等の支援				
住宅対策	建設水道部		危機管理部	
生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付け	健康福祉部		総務部 健康福祉部 林務部 建設部	
被災者の労働対策				長野労働局、公共職業安定所
生活保護	健康福祉部			
災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け、災害見舞金の交付	健康福祉部			
被災者生活再建支援法による復興	健康福祉部			
被災者に対する金融上の措置				関東財務局長野財務事務所、日本銀行松本支店
租税の徴収猶予及び減免	総務部			
医療費・介護サービス費負担の減免、保険料の減免	総務部 健康福祉部			
罹災証明書の交付	総務部			岳南広域消防組合
被災者台帳の作成	総務部			
被災者支援に関する相談窓口の設置、広報・連絡体制の構築	総務部			
災害復旧用資材の供給	経済部			中部森林管理局
第6節 被災中小企業等の復興				
中小企業等の復興支援対策	経済部		産業労働部	
農業関係者の復興支援対策	経済部		農政部 林務部	

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

(全部局)

第1 基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 対 策

1 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 市

ア 市は、被災の状況、地域の特徴、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に住民に周知する。

イ 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し計画的に行う。

(2) 関係機関

防災関係機関は、市及び県の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

(3) 住 民

住民は、市及び県の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。

2 支援体制

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、他の市町村等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

(全部局)

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

第2 対策

1 被災施設の復旧等

(1) 市及び公共機関

ア 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

イ 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行う。

ウ 地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

エ ライフライン・交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり、可能な限り地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。

オ 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。

カ 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ、事業期間の短縮に努める。

キ 復旧事業に要する費用について、補助を受ける場合は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。

ク 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

ケ 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害廃棄物の処理

(1) 市

ア 発生した災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置き場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に努める。また、災害廃棄物の処理に当たっては、下記事項について留意する。

(ア) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化

に努める。

(イ) 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うよう努める。

(ウ) 災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の防止及び住民、作業者の健康管理のための適切な措置を講ずる。

イ 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求める。

3 職員派遣

(1) 市

ア 市職員を活用しても災害復旧になお人員が必要な場合は、県や、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行う。

イ 被災市町村から要請を受けた場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(資料3-2参照)に基づき、職員を派遣するものとする。

第3節 計画的な復興

(全部局)

第1 基本方針

大規模地震等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 対策

1 復興計画の作成

(1) 市

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に市における復興計画を作成する。

(2) 関係機関

市及び県等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

2 防災まちづくり

(1) 市

ア 復興に向けて整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な住宅地の形成を図る。

また、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。

イ 防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、次の事項を目標とする。

(ア) 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路等の整備

(イ) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

(ウ) 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化

(エ) 耐震性貯水槽の設置等

ウ 前記イの目標事項の整備等に当たっては、次の事項に留意する。

(ア) 公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

(イ) 既存不適格建築物について、防災の観点から、その重要性を住民に説明しつつ、その解消に努める。

(ウ) 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り、

迅速かつ円滑に実施する。

(エ) 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。

(オ) 女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

エ 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。

オ 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

(2) 関係機関

市及び県等と連携を図り、整合性のある事業を実施するものとする。

(3) 住民

再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、次世代のための将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力を努める。

3 特定大規模災害からの復興

(1) 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(2) 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

第4節 資金計画

(総務部)

第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

第2 対 策

(1) 資金計画

市が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し、資金の調達に努める。

ア 地方債

歳入欠陥債、災害対策事業債、災害復旧事業債

イ 地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

ウ 一時借入金

災害応急融資

(2) 被災時の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、被災時の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡して必要資金量を調査し、応急資金の貸付けを行うものとする。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

(総務部・健康福祉部・経済部・建設水道部)

第1 基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策をはじめ各般にわたる救済措置を講ずることにより、生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

第2 対 策

1 住宅対策

(1) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行う。

(2) 災害公営住宅の建設

被災地全域で500戸以上、若しくは市の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

(3) 既存市営住宅の再建

既存市営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

(4) 市営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置をとる。

(5) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付け

市は、被災した世帯の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて、貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講ずる。

3 被災者の労働対策

(1) 関係機関

ア 飯山公共職業安定所

ア) 職業斡旋

災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業転換給付金制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職への斡旋を行う。

イ) 雇用保険法による求職者給付の支給の特例

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）が適用されたときは、同法第25条に定める措置を講じ、災害により事業所が休業するに至り、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ 中野労働基準監督署

- (ア) 労働災害発生状況を的確に把握し、業務上災害又は通勤災害に対する、迅速な労災保険給付を行う。
- (イ) 災害により企業経営困難となった事業場のうち、労働者に対してする賃金支払が不能となったものに対し、迅速な立替を行う。
- (ウ) 前記(ア)及び(イ)の事項を円滑に処理するため、必要に応じて、「総合相談窓口」を開設する。

4 生活保護

福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ、生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を支援する。

5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け、災害見舞金の交付（中野市災害弔慰金の支給等に関する条例による）

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

市は、条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

(2) 災害援護資金の貸付け

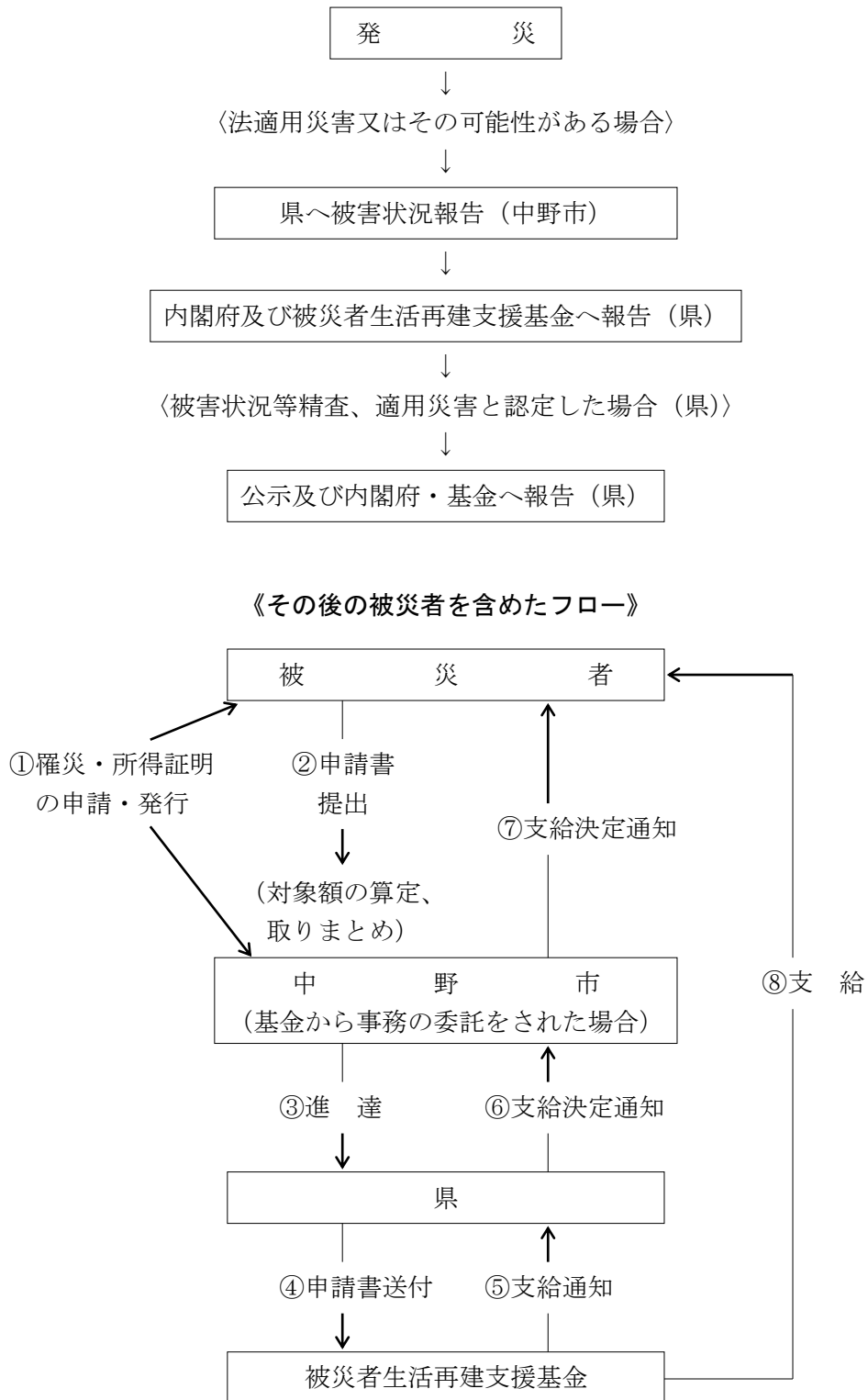
市は、条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行う。

6 被災者生活再建支援法による復興

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。

- (1) 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。
- (2) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに北信地域振興局長へ報告する。
- (3) 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。
- (4) 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行う。
- (5) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。
- (6) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

【被災者生活再建支援金の支給フロー】



7 被災者に対する金融上の措置

関東財務局長野財務事務所、日本銀行松本支店は、被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し、次の措置を講ずるよう指導する。

- ア 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置を講ずること。
- イ 預貯金の払戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、罹災

証明書の提示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻しの利便を図ること。

ウ 事情やむを得ないと認められる被災者等に対し、定期預金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等適宜の措置をとること。

エ 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

オ 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長措置を講ずること。

8 租税の徴収猶予及び減免

市は、地方税法又は市税条例に基づき、被災者の租税の申告、申請、請求、その他書類の提出、又は、納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

9 医療費・介護サービス費負担の減免、保険料の減免

市は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付・介護給付を受ける場合の一部負担金や保険料(税)の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料(税)の減免、徴収猶予等の措置をとるとともに、関係団体への協力要請を行う。

10 罹災証明書の交付

災害による住家等の被害の程度の調査や総務部危機管理課を窓口とした罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付する。

11 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

12 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報・連絡体制の構築

(1) 市

ア 市長は、必要に応じ、市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。

イ 相談業務の実施に当たり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼する。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行う。

ウ 住民に対し、掲示板、防災行政無線、広報紙「広報なかの」、登録制メール「中野市すぐメール」、公衆無線LAN等を活用し、広報を行う。

エ 報道機関に対し、発表を行う。

(2) 関係機関

ア 必要に応じ、それぞれの業務について相談窓口を設置する。

イ それぞれの業務について、住民に対しチラシ等を活用し、広報を行う。

ウ 報道機関に対し、発表を行う。

13 災害復旧用資材の供給

災害復旧資材として、関係機関と調整を図り、災害復旧用材を迅速かつ円滑に供給する。

第6節 被災中小企業等の復興

(経済部)

第1 基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

第2 対 策

1 中小企業者等の復興支援対策

災害によって被害を受けた中小企業者等の復旧を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、市は、国・県等が行う災害対策に関する融資制度や信用保証協会による保証制度について周知するとともに、関係各部の協力を得て、被災した中小企業者等に対する融資あっせんを迅速かつ円滑に実施する。

(1) 市

ア 資金融資措置

市は、金融機関等の協力を得て、被災した中小企業者等に対する融資適用が、迅速かつ円滑に行われるよう支援する。

イ 融資制度等の周知

市は、商工会議所等の関係団体を通じて、災害によって被害を受けた中小企業者等に対し、国・県等が行う災害対策に関する融資制度や信用保証協会による保証制度の活用について周知する。

2 農業関係者の復興支援対策

災害によって被害を受けた農業者又は組合等に対し復旧を促進し、農業生産力の回復と経営の安定化を図るため、市は、国・県等が行う災害復旧に関する融資制度等についてPRするとともに、農業協同組合等の協力を得て、被災した農業関係者に対する融資適用を迅速かつ円滑に実施する。

(1) 市

ア 資金の融資措置

市は、農業協同組合等の協力を得て、被災した農業関係者等に対する融資適用が、迅速かつ円滑に行われるよう支援する。

イ 融資制度の周知

市は、農業関係団体を通じて、災害によって被害を受けた農業者又は組合等に対し、天災融資制度や日本政策金融公庫等による資金貸付の活用について周知する。

第7節 被災した観光地の復興

(経済部)

第1 基本方針

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、県、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

第2 対 策

1 被災した観光地に対する支援

- (1) 県、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。
- (2) 県、関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。